

※重要※ 当社で年末調整を受ける方は必ずお読みください

令和5年分 年末調整のご案内

当社の年末調整は「年末調整の申告」と「来年の扶養控除申告書」の提出を兼ねています。
来年の扶養控除申告書は、令和6年1月～12月にお支払いする給与の所得税の計算に必要な申告です。

- 申告方法 ……当社指定の年末調整WEBシステム（オフィスステーション）で申告
- 申告・提出期限 ……年末調整書類 提出票に記載 ※期限厳守
- 案内書類の発送時期 ……11月中旬～12月上旬にかけて順次発送 ※お手元に届きましたら必ず開封してください

【年末調整の対象となる方】 ※①～③すべてに該当する方が対象です。

- ① 11月に当社でご就業の方
- ② 11月以降、年内に当社以外での就業が決定していない方
- ③ 12月に当社以外の会社から給与支給がない方

年末調整についてのご質問は
チャットボットのねんチョウちゃん
がお答えします♪
マイページTOPの右下にいるよ！



✕ 下記に該当する場合、年末調整ができません。ご自身で確定申告をお願いします。

- ・ 期限内に当社指定の年末調整WEBシステムより申告が完了していない方
 - ・ 令和5年中に当社以外の会社から給与支給があり、その会社の「令和5年分給与所得者の源泉徴収票」を期限内に提出できない方
- ※当社以外からの給与支給があり、その源泉徴収票を提出せずに年末調整を受けた場合、虚偽申告として、指導対象となりますのでご注意ください。

【事前にご確認ください】

▼各控除の申告には、控除証明書などの書類提出が必要です。ご準備ください。

- ・ 前職の収入がある場合 ……前職すべての源泉徴収票（ご本人分のみ） ※不足がある場合、年末調整できません。
 - ・ 保険料の控除を受ける場合 ……生命保険控除証明書、地震保険控除証明書、国民年金(基金)控除証明書
 - ・ 住宅ローン控除を受ける場合 ……住宅借入金等特別控除申告書、借入金年末残高証明書
- ※全て令和5年分のみ有効、コピー不可

▼登録住所をご確認ください。

- ・ 登録住所宛に年末調整のご案内書類をお送りいたしますので、マイページより登録住所をご確認ください。
登録住所にご変更がある場合は、**10月25日(水)**までにお手続きください。
※変更手続きが遅れた場合、旧住所への発送となりますのでご注意ください。

<<令和5年分 扶養控除申告書に関する変更点>> ※詳しくは国税庁HPをご確認ください。

▼退職金を受け取った扶養親族がいらっしゃる方へ

扶養控除申告書の「住民税に関する事項」に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」を記載する欄が追加されました。
この変更に伴い、退職金を受け取った扶養親族がいる場合、退職所得額の申告が必要となりました。
ご申告の際は、画面の案内に従い、ご入力ください。

▼海外にお住まいの扶養親族がいらっしゃる方へ

30歳以上70歳未満の非居住親族は『①留学生 ②障害者 ③38万円以上の送金を受けている』のいずれかに該当する場合のみ扶養控除の対象になります。適用を受ける方は昨年までと適用条件が異なりますのでご注意ください。

【年末調整の結果について】

■ 源泉徴収票配信日…令和6年1月19日(金)

マイページへ配信いたします。源泉徴収票メニューよりご確認およびダウンロードができます。（印刷も可能です）

■ 還付金振込日…令和6年1月25日(木)

令和5年12月分給与と合算してお振込みいたします。不足金がある方は、給与から差し引いて12月分給与をお振込みいたします。